



第18回定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年10月29日(火曜日)
午前10時30分(受付開始:午前10時)

場所 **ホテル日航立川 東京**
大宴会場マグノリア
東京都立川市錦町1丁目12-1

議案	第1号議案	取締役(監査等委員であるものを除く。)4名選任の件
	第2号議案	監査等委員である取締役3名選任の件

株式会社クラシコム
証券コード：7110

証券コード 7110

2024年10月11日

(電子提供措置の開始日 2024年10月5日)

株 主 各 位

東京都国立市中一丁目1番地52

株式会社クラシコム

代表取締役社長 青木 耕平

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第18回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://kurashi.com/ir/library/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「クラシコム」又は「コード」に当社証券コード「7110」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年10月28日(月曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年10月29日（火曜日）午前10時30分
2. 場 所 東京都立川市錦町1丁目12-1 ホテル日航立川 東京
4階 大宴会場マグノリア
※昨年と階及び会場が異なりますのでご注意ください。

3. 目的事項 報告事項

1. 第18期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネット等による方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
 - ◎会社法改正により株主総会資料の電子提供制度が施行されたことに伴い、株主総会資料を当社ウェブサイト等に掲載して提供しております。電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知及び株主総会参考書類をご送付しております。
 - ◎書面交付請求された株主様には、電子提供措置事項記載書面をご送付しております。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2024年10月28日（月曜日）
午後6時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2024年10月28日（月曜日）
午後6時00分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2024年10月28日（月曜日）
午後6時00分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2024年10月29日（火曜日）
午前10時30分
（受付開始 午前10時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変雑雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) インターネット等（「スマート行使」を含む。）と書面により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

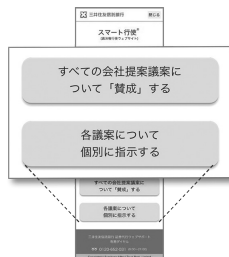
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

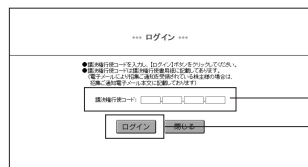
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

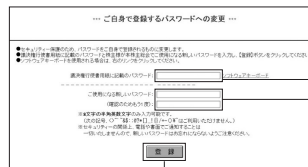
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などをご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため取締役（監査等委員であるものを除く。）1名を増員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価した上で、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における地位、担当
1	青木 耕平	再任	代表取締役社長
2	佐藤 友子	再任	取締役副社長ECメディア部部长
3	山口 揚平	再任	取締役CFOコーポレートプラットフォーム部部长
4	倉貫 義人	新任	取締役（監査等委員）

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
------------	---------------	--------------------	-----------------------

1

再 任

あおき こうへい
青木 耕平
(1972年8月8日生)

2002 年 9 月 (株)ジャパンエレベーターサービス (現ジャパ
ンエレベーターサービスホールディングス
(株)) 入社
2005 年 11 月 (株)日本リフツエンジニアリング入社
2006 年 2 月 エレベーターコミュニケーションズ(株)共同創
業者兼取締役
2006 年 9 月 当社設立代表取締役社長 (現任)
2023 年 3 月 (株)ミラティブ取締役 (現任)

4,047,000
株

【取締役候補者とした理由】

2006年に当社の代表取締役に就任して以降、高い戦略性と強いリーダーシップをもって経営の指揮を執ってまいりました。その豊富な経験・見識により当社全体の企業価値の向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者としたしました。

2

再 任

さとう ともし
佐藤 友子
(1975年12月31日生)

2006 年 9 月 当社取締役
2020 年 11 月 当社取締役ECメディア部部長
2023 年 10 月 当社取締役副社長ECメディア部部長 (現任)

885,000株

【取締役候補者とした理由】

2006年に当社の取締役に就任して以降、当社の事業拡大と業績成長の中心的役割を担っており、豊富な経験・実績・見識を活かすことにより、当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者としたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
------------	---------------	--------------------	-----------------------

3

再 任

やまぐち ようへい
山口 揚平
(1981年4月3日生)

2004年 4 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2011年12月 日産ライトトラック(株)（現(株)日産オートモーティブテクノロジー）入社
2015年 1 月 山口揚平公認会計士事務所設立
所長（現任）
2015年 5 月 BASE(株)監査役（現任）
2017年 5 月 (株)リンクフォースマイル取締役（現任）
2018年 7 月 当社監査役
2020年10月 当社取締役（監査等委員）
2022年10月 当社取締役CFOコーポレートプラットフォーム
部部長（現任）

0株

【取締役候補者とした理由】

公認会計士、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、就任以来、財務面から当社の持続的成長と企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

4

新 任

くらぬき よしひと
倉貫 義人
(1974年5月1日生)

1993年 4 月 (株)東洋情報システム(現TIS(株))入社
2011年 7 月 (株)ソニックガーデン設立 代表取締役（現任）
2012年 7 月 (株)イシュラン設立 取締役（現任）
2018年 7 月 当社社外取締役
2020年10月 当社取締役（監査等委員）（現任）

0株

【取締役候補者とした理由】

経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、就任以来、IT技術面から当社の持続的成長と企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの実績を踏まえて、その見識等を引き続き経営に活かすことにより、さらなる当社の企業価値の向上、成長と発展に貢献することが期待できると考え、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 倉貫義人氏が代表取締役を兼任しております株式会社ソニックガーデンは、当社グループのシステム開発や保守・運用の業務委託先であります。
2. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 青木耕平氏及び佐藤友子氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 倉貫義人氏は、現在監査等委員である取締役在任中ではありますが、本総会終結の時をもって任期満了となります。
5. 当社は、倉貫義人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員である取締役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。取締役（監査等委員であるものを除く。）としての選任が承認された場合は、同氏は当社定款第28条第2項に定める「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に該当しないこととなりますため、同氏との間で締結された当該契約は当然にその効力を失うものであります。
6. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。補償の要否及びその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。青木耕平氏、佐藤友子氏及び山口揚平氏が再任された場合、及び倉貫義人氏の選任が承認された場合、当社は各候補者との間の当該補償契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位、担当
1	市川 祐子	再任 取締役（監査等委員）
2	寺田 有美子	再任 取締役（監査等委員）
3	和田 洋一	新任

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
1	いちかわ ゆうこ 市川 祐子 (1970年12月26日生)	1993 年 4 月 日本電気(株)入社 2002 年 11月 NECエレクトロニクス(株) (現ルネサスエレクトロニクス(株)) 転籍 2005 年 10月 楽天(株) (現楽天グループ(株)) 入社 2016 年 6 月 同社IR部長 2018 年 3 月 アライドアーキテクツ(株)取締役 2019 年 5 月 マーケットリバー(株)設立 代表取締役 (現任) 2019 年 6 月 (株)Stroly取締役 (現任) 2020 年 3 月 アライドアーキテクツ(株) 取締役 (監査等委員) 2020 年 10月 ユアマイスター(株)監査役 (現任) 当社取締役 (監査等委員) (現任) 2021 年 6 月 旭ダイヤモンド工業(株)取締役 (現任) 2024 年 6 月 (株)ウィルグループ取締役 (現任)	0株

再 任

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

上場企業のIR責任者を務めるなど、高度なIRに関する専門知識に加え、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。当社はその経験・能力を高く評価しており、IRや株主との対話に関する助言などを通じて投資家など社外のステークホルダーの視点から監督機能を発揮することにより、当社取締役会の意思決定の客観性確保につながると考え、社外取締役候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
------------	---------------	--------------------	-----------------------

2

てらだ ゆみこ
寺田 有美子
(1977年5月1日生)

再 任

2005年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）
 弁護士法人大阪パブリック法律事務所入所
 2010年 4 月 弁護士法人あすなろパートナー
 2013年10月 独立「アーカス総合法律事務所」パートナー
 （現任）
 2015年 5 月 NPO法人フィンランド式人材育成研究所理事
 （現任）
 2017年 9 月 (株)スマートバリュー取締役
 2020年 9 月 同社指名委員、報酬委員
 (株)Osaka World Studio代表取締役（現任）
 2020年12月 神戸大学客員教授（現任）
 2021年 3 月 (株)Stroly監査役（現任）
 2022年 3 月 (株)フジ医療器取締役（監査等委員）（現任）
 2022年 3 月 セグエグループ(株)取締役（監査等委員）（現任）
 2022年 6 月 (株)ロスゼロ監査役（現任）
 2022年10月 当社取締役（監査等委員）（現任）

0株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

弁護士としての経験・見識を豊富に有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できると考え、社外取締役候補者いたしました。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	わだ よういち 和田 洋一 (1959年5月28日生)	1984 年 4 月 野村證券(株)入社 2000 年 4 月 (株)スクウェア入社 2001 年 12 月 同社代表取締役CEO 2003 年 4 月 (株)スクウェア・エニックス（現(株)スクウェア・エニックス・ホールディングス）代表取締役社長 2016 年 8 月 ワンダープラネット(株)社外取締役（現任） 2018 年 3 月 (株)マイネット社外取締役（現任） 2021 年 9 月 (株)夢真ビーネックスグループ（現(株)オープンアップグループ）社外取締役（現任） 2022 年 6 月 カバー(株)社外取締役(現任)	0株

新 任

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

長年の企業経営者として経営に関する豊富な経験及び見識を有しております。この経験及び見識を活かし、当社取締役会の意思決定の客観性を確保する観点から当社の経営全般への助言及び監督の遂行が期待できると考え、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 市川祐子氏、寺田有美子氏及び和田洋一氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、市川祐子氏及び寺田有美子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、和田洋一氏の選任が承認された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、市川祐子氏及び寺田有美子氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。補償の要否及びその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。両氏が再任された場合、当社は各候補者との間の当該補償契約を継続する予定であります。また、和田洋一氏の選任が承認された場合は、同氏との間においても同様の補償契約を締結する予定であります。

5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は市川祐子氏及び寺田有美子氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、和田洋一氏は、独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は独立役員として東京証券取引所へ届け出る予定であります。
7. 社外取締役候補者であります市川祐子氏及び寺田有美子氏は、現に当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役役に就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって、市川祐子氏は4年、寺田有美子氏は2年となります。

以 上

ご参考

取締役のスキルマトリクス（本総会において各候補者が選任された場合）

属性					スキル（専門性、経験、知見等）								
氏名	役位	社外	独立役員	性別	企業経営	事業戦略	マーケティング	テクノロジー（IT・セキュリティ）	グローバル	財務・会計	組織・人事	ESG・サステナビリティ	法務・リスク管理
青木 耕平	代表取締役社長			男	●	●	●	●		●	●		
佐藤 友子	取締役副社長			女	●	●	●				●		
山口 揚平	取締役CFO			男						●		●	●
倉貫 義人	取締役CTO			男	●	●		●			●		
市川 祐子	取締役 (監査等委員)	●	●	女	●					●		●	
寺田 有美子	取締役 (監査等委員)	●	●	女	●				●			●	●
和田 洋一	取締役 (監査等委員)	●	●	男	●	●		●	●	●	●		

事業報告

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループは、「フィットする暮らし、つくろう」というミッションを掲げ、当社グループが提案する世界観（ライフカルチャー）に共感する人たちのWell-beingを実現することに貢献します。Well-beingに欠かせない要件の一つとして「自分の生き方を自分らしいと感じ、満足できること」＝「フィットする暮らし」だと考え、事業活動を通じて多くの人の「フィットする暮らし」づくりに貢献し、Well-beingな人が大勢いる「心地よい社会」の実現の一助になることを目指しています。

当社の運営する「北欧、暮らしの道具店」は、2007年にヴィンテージの北欧食器等を扱うECサイトとして始めました。北欧に関係するものが占める割合は小さくなりましたが、販売する商品だけでなく、ユーザーとのつながりをつくり、深めるために提供しているコンテンツについても、すべて「暮らしを自分らしく、美しいものにすること」、「日常のささやかな幸せを大事にすること」といった、当社が強く共感した北欧カルチャーの本質に根ざしてつくられております。

このような当社の世界観を「ライフカルチャー」と称し、「北欧、暮らしの道具店」を通じて、ライフカルチャープラットフォーム事業という単一のセグメントで事業を展開してまいりましたが、2023年8月1日に株式会社foufouの全株式を取得し、同社が連結子会社となったことに伴い、報告セグメントの区分変更を行っております。連結子会社となった株式会社foufouにおいてもライフカルチャープラットフォームという事業構造は基本的に同じであると考えておりますが、投資判断に資する適切な情報を開示する観点から、2024年7月期より「北欧、暮らしの道具店」「foufou」の2つの報告セグメントでの開示に変更しております。

① 「北欧、暮らしの道具店」 セグメント

「北欧、暮らしの道具店」の提供している世界観に共感するユーザーに対し、商品、記事、動画など様々なコンテンツを提供することによって、多くの人の「フィットする暮らし」づくりに貢献しております。売上を獲得するビジネスラインとしては「D2Cドメイン」「ブランドソリューションドメイン」を有しております。

D2Cドメインでは、暮らしにフィットする商品を販売しており、当セグメントの収益の大半を生み出しているのは当ドメインであります。ユーザーとの間にはECモールやECプラットフォームが介在しておらず、自社サイトを通じて直接商品を提供しております。このように、ユーザーと直接接点を持ち、直接商品を提供することで関係性を築いている状態であることから、当ドメインの事業活動を「D2C (Direct to Consumer)」と表現しております。

取扱商品は、アパレル、キッチン、インテリア雑貨が主力であり、自社企画のオリジナル商品(※)が売上高の約55%を占めております。現在は、北欧関連商品の割合は少なくなっているものの、「北欧」の価値観に影響を受けて始めた事業であり、今もその精神は受け継がれていることから、サイト名に「北欧」を冠しております。

(※) オリジナル商品：オリジナルブランド「KURASHI&Trips PUBLISHING」「NORMALLY」の商品

ブランドソリューションドメインは、「北欧、暮らしの道具店」の強いブランドとコアな顧客基盤に加え、D2Cドメインのコンテンツパブリッシングで培った高い企画制作能力を活用し、クライアント企業のブランディング上の課題に対する総合的なマーケティング・ソリューションを提供する、ブランディングエージェンシーとしての事業ドメインです。ナショナルブランドを中心に、多くのブランドを継続的に支援しております。

主な取り組みとしては、クライアントのブランドや商品を「北欧、暮らしの道具店」サイト上で、当社の読み物の一つとして掲載する「BRAND NOTE」があります。当社のスタッフ等が実際にブランドの商品を暮らしに取り入れている様子などを紹介するコンテンツを作成しております。

その他に、動画コンテンツとしてブランドを紹介する「BRAND MOVIE」や、D2Cドメインの商品発送時に、クライアントの商品を同梱する「BRAND GIFT」などの取り組みを行っております。

② 「foufou」 セグメント

2016年デザイナーのマール・コウサカ氏が設立したファッションD2Cブランド「foufou」を展開するセグメントとなっております。自社サイトを通じて直接商品を提供・販売するとともに、実店舗も1つ運営しております。「健康的な消費のために」というブランドコンセプトを掲げ、「foufou」の世界観を表現するコンテンツをSNSで発信して、ユーザーのエンゲージメントを最大化し、購入につなげ、リピーター化する特徴を持つファッションブランドであり、洋服だけでなく、時計や革製品などのファッション雑貨も取り扱っております。

当連結会計年度は、円安や原材料高といった原因から年間を通じて国内消費者物価指数は前年同月を上回り続けており、実質賃金については前年同月を下回る状況が続いておりましたが、6月以降は若干プラスに転じるなど足元ではトレンドの変化も出始めているものの消費動向は厳しく、先行きについても不透明な状況であると捉えております。家計調査においても二人以上の世帯の実質消費支出は前年同月を下回ることが多く、当社グループの取り扱い商品に近いカテゴリ別に見ても、「家具・家事用品」はマイナスの月が多く、「被服及び履物」は2024年に入りプラスになる月が増えてきているものの、天候や気温の影響などもあり変動が見られ、当社グループにおいても気候影響による販売への影響を感じております。

様々な外部環境影響がある状況下ではありましたが、「北欧・暮らしの道具店」は、新商品を積極的に展開するとともに、新しいカテゴリの開発にも継続的に取り組んでおります。新感覚のトークバラエティへの挑戦や初の試着会の開催を実施するなど、コンテンツや施策によってお客様との繋がりを作り、深めるための新たな取り組みにも挑戦しました。

「foufou」は、2023年8月1日に組織再編により事業を分離したうえで当社グループに加わったため、まずは安定した業務体制の構築を優先して運営を行ってまいりました。オフィス移転や物流・システムの移行、業績管理・在庫管理体制の構築、原価計算の適正化による価格設定の見直しなど、これからの持続的な事業成長のための体制への移行を進めております。

以上の理由から、当連結会計年度における売上高は7,012,802千円、売上総利益は3,072,689千円、EBITDA（※）は1,148,928千円、営業利益は1,083,700千円、経常利益は1,150,762千円、親会社株主に帰属する当期純利益は785,757千円となりました。

（※） EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋のれん償却額

セグメント別の経営成績は、以下のとおりであります。

（北欧、暮らしの道具店）

「北欧、暮らしの道具店」は、お客様との直接的な接点を持ち、今後の商品・コンテンツ開発における多くのヒントを得た初の試着会の開催や、コラボ商品、定番商品に新素材を取り入れた「秋いちボトムス」、暖冬にもかかわらず完売したアウター等、オリジナルブランドの新作商品が続々と大ヒットし、売上伸長と来期以降の需要拡大に向けてチャレンジし続けた上期となりました。下期においてもアパレルは好調で、新商品のセットアップやオールインワンが大ヒットする等、高単価の夏物アパレル商品が好評を博しました。また、初のオリジナルスキンケア商品シンボリックオイルインミストは、発売直後から大反響を呼びリピート購入多数で、初回入荷分はわずか1カ月で完売する等、コスメは売上成長を支える可能性のあるカテゴリとして順調に進捗しております。コンテンツパブリッシャーにおいても、“人生後半”をテーマにした新感覚のトークバラエティ「あさってのモノサシ」を公開し、幅広い世代から支持され、公開から1カ月で20万回超再生を達成しました。オリジナルで制作したポッドキャスト番組「チャポンと行こう！」の主題歌『わたしの星 feat.三浦透子』は、公式YouTubeにてミュージックビデオを公開、各ストーリーミングサイトにて配信を開始すると、2週間でInstagramリール32万回再生を達成する等、幅広い顧客層から大きな反響を獲得しました。

これらの取り組みやエンゲージメントチャンネルへの継続投資によって、エンゲージメントアカウント数は順調に増加し、公式スマートフォンアプリ（iOS/Android）は、当連結会計年度末日現在、累計約379万ダウンロードとなりました。当連結会計年度におけるアプリ経由の注文数は既に「北欧、暮らしの道具店」全体の約67%を占めております。

ブランドソリューションドメインは、YouTube、Instagramの動画や投稿で再生数を伸ばし商品のブランディングに貢献した森永乳業「パルメザンチーズ」とのお取り組み等、案件数・売上は順調に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における「北欧、暮らしの道具店」セグメントの売上高は6,677,448千円、EBITDAは1,108,328千円となりました。

(foufou)

「foufou」は、まずは安定した業務体制の構築を優先して運営を行いました。オフィス移転や物流・システムの移行、業績管理・在庫管理体制の構築、原価計算の適正化による価格設定の見直し、在庫健全化のための初のセールの実施など、これからの持続的な事業成長のための体制への移行を進めております。また、そうした中でも、デンマークの老舗ブランド「アルネ・ヤコブセン」の名作デザインとのコラボレーションや、国内の限られた職人にしか製造できないバッグ、ベルト等の革小物、今年3年目となる干支にちなんだスカジャンが完売するなど、定番商品に加え、新たな取り組みにより商品展開の幅が広がっております。7月にはオンラインストアをリニューアルし、より顧客が世界観に没頭できるデザインへの変更や、画像の一覧化によるユーザビリティの向上等、魅力的で利便性の高い店づくりを実現しております。

また、foufouのクラシカルな装いに日本の自然・旅コンテンツを合わせた新たなショート動画は、通常の2倍以上の再生数を獲得し、外部スタイリストと海外モデルを起用したハイエンドな商品の世界観を表現する新コンテンツも好評いただきました。

以上の結果、当連結会計年度における「foufou」セグメントの売上高は335,354千円、EBITDAは40,599千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資（無形固定資産への投資を含む）の総額は213,655千円であり、セグメントごとの設備投資は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度中は重要な設備の除却、売却等はありません。

① 北欧、暮らしの道具店

当連結会計年度の主な設備投資は、本社移転に伴う内装設備工事や備品の購入等に総額199,276千円の投資を実施いたしました。

② foufou

当連結会計年度の重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 企業再編等の状況

当社は、2023年8月1日付で株式会社foufouの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

① 提供するコンテンツ、商品などの強化

当社グループは、「北欧、暮らしの道具店」や「foufou」に来店していただいたユーザーに、良質なコンテンツや商品を提供することを通して収益機会を得ております。ユーザーの本質的なニーズを捉えながら、提供するコンテンツの品質を高めるとともに映像コンテンツなど幅を広げる取り組みも継続しております。商品についても、オリジナル商品の企画力強化や新商品の開発に挑戦することで、商品とそれにまつわるユーザー体験をはじめとした提供する全てのコンテンツを通して、多くの人のフィットする暮らしづくりに貢献できるよう努めてまいります。

② 集客方法の強化と購入者数の拡大

当社グループは、各種SNS、メルマガ、アプリといった様々な導線をつくり、それを活用することで効率的な集客を実現しております。既存チャネルにおいて使用する広告素材（クリエイティブ）の改善などによる効率化をさらに進めるとともに、消費者の行動変化を見通しながら新たなチャネルの開発にも取り組むことで、集客力の強化と効率性の維持に努めてまいります。また、今まで実施してこなかったマーケティング活動などに今後取り組み、より多くの方に認知を広げ新たな購買動機を提供することで購入者数も増えよ、り安定した成長に繋がるよう努めてまいります。

③ 有能な人材確保

ミッションを実現し、今後の健やかな成長を目指す上で、有能な人材の獲得が重要であると考えております。当社グループのミッションなど経営方針に共感し、今後の事業に必要な能力や求める資質を有する人材を惹きつけられるように、外部ノウハウの活用にも積極的に取り組み、採用活動を強化することで中長期での企業価値向上に必要な適切な人材リソースの確保に努めてまいります。

④ ステークホルダーの期待に応えるコーポレート・ガバナンスの実現

事業の継続的な発展を実現させるためには各方面のステークホルダーの期待に応えられるよう、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であると認識しております。そのために、常にミッション及びマニフェストを念頭に置きながら経営状況を捉え、ステークホルダーとの対話の機会を通じて、ガバナンス上の課題の有無を十分に把握した上で、適切に対応してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第15期 2021年7月期	第16期 2022年7月期	第17期 2023年7月期	第18期 (当連結会計年度) 2024年7月期
売上高	— 千円	— 千円	— 千円	7,012,802 千円
経常利益	— 千円	— 千円	— 千円	1,150,762 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	— 千円	— 千円	— 千円	785,757 千円
1株当たり当期純利益	— 円	— 円	— 円	106.61 円
総資産	— 千円	— 千円	— 千円	5,596,789 千円
純資産	— 千円	— 千円	— 千円	4,726,844 千円

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第17期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第15期 2021年7月期	第16期 2022年7月期	第17期 2023年7月期	第18期 (当事業年度) 2024年7月期
売上高	4,532,154 千円	5,163,136 千円	6,060,836 千円	6,677,448 千円
経常利益	797,311 千円	850,469 千円	968,145 千円	1,134,473 千円
当期純利益	570,990 千円	561,349 千円	695,339 千円	782,413 千円
1株当たり当期純利益	89.22 円	87.71 円	94.81 円	106.16 円
総資産	2,480,635 千円	2,987,236 千円	5,020,119 千円	5,554,198 千円
純資産	1,753,229 千円	2,314,578 千円	4,277,592 千円	4,728,340 千円

- (注) 1. 当社は、2022年3月14日開催の取締役会決議により、2022年4月8日付で普通株式1株につき8,000株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 第16期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第16期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社foufou	8,000千円	100%	アパレル企画販売

(注) 2023年8月1日に株式会社foufouの全株式を取得したことにより当社の完全子会社となりました。

(8) 主要な事業内容

事業	内容
北欧、暮らしの道具店	「北欧、暮らしの道具店」の提供している世界観に共感するユーザーに対し、商品、記事、動画など様々なコンテンツを提供することによって、多くの人の「フィットする暮らし」づくりに貢献しております。売上を獲得するビジネスラインとしては「D2Cドメイン」「ブランドソリューションドメイン」を有しております。 ① D2Cドメインでは、暮らしにフィットする商品を販売しており、当セグメントの収益の大半を生み出しているのは当ドメインであります。ユーザーとの間にはECモールやECプラットフォームが介在しておらず、自社サイトを通じて直接商品を提供しております。 ② ブランドソリューションドメインは、「北欧、暮らしの道具店」の強いブランドとコアな顧客基盤に加え、D2Cドメインのコンテンツパブリッシングで培った高い企画制作能力を活用し、クライアント企業のブランディング上の課題に対する総合的なマーケティング・ソリューションを提供する、ブランディングエージェンシーとしての事業ドメインです。
foufou	2016年デザイナーのマール・コウサカ氏が設立したファッションD2Cブランド「foufou」を展開するセグメントとなっております。自社サイトを通じて直接商品を提供・販売するとともに、実店舗も1つ運営しております。「健康的な消費のために」というブランドコンセプトを掲げ、「foufou」の世界観を表現するコンテンツをSNSで発信して、ユーザーのエンゲージメントを最大化し、購入につなげ、リピーター化する特徴を持つファッションブランドであり、洋服だけでなく、時計や革製品などのファッション雑貨も取り扱っております。

(9) 主要な営業所

名 称	所 在 地
当社本社	東京都国立市
株式会社foufou	東京都国立市

(10) 従業員の状況（2024年7月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
北欧、暮らしの道具店	94名
foufou	6名
合計	100名

(注) 1. 第18期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、産休等を含んでおります。臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む。）は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94名	7名増	35.5歳	5.1年

(注) 従業員数は就業人員（契約社員を含む。）であり、産休等を含んでおります。臨時雇用者数（パート・アルバイトを含む。）は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(11) 主要な借入先及び借入額（2024年7月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	143,339 千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,880,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,370,400株（自己株式46株を含む。）
- (3) 株主数 2,679名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
青木 耕平	4,047,000 株	54.91 %
佐藤 友子	885,000 株	12.01 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	554,700 株	7.53 %
GOLDMAN SACHS & CO.REG	257,900 株	3.50 %
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	257,800 株	3.50 %
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	119,500 株	1.62 %
上田八木短資株式会社	68,000 株	0.92 %
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	52,600 株	0.71 %
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRI MAN(LUXEMBOURG)SCA CUSTODIAN FOR SMD- AM FUNDS- DSBI JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE	39,000 株	0.53 %
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	35,500 株	0.48 %

（注） 1. 持株比率は自己株式を除いて計算し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 2023年2月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2023年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数	株券等 保有割合
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目8番2号	384,700 株	5.22 %

3. 2024年6月27日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社ヴァレックス・パートナーズが2024年6月20日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年7月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数	株券等 保有割合
株式会社ヴァレックス・パートナーズ	東京都中央区日本橋茅場町 一丁目6番17号	635,100 株	8.62 %

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 職務執行の対価として交付した新株予約権の当事業年度末日における状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	青木 耕平	(株)ミラティブ 取締役
取締役副社長	佐藤 友子	ECメディア部部长
取締役CFO	山口 揚平	コーポレートプラットフォーム部部长 山口揚平公認会計士事務所 所長 BASE(株) 監査役 (株)リンクフォースマイル 取締役 マーケットリバー(株) 代表取締役
取締役 (監査等委員)	市川 祐子	(株)Stroly 取締役 ユアマイスター(株) 監査役 旭ダイヤモンド工業(株) 取締役 (株)ウィルグループ 取締役
取締役 (監査等委員)	倉貫 義人	(株)ソニックガーデン 代表取締役 (株)イシュラン 取締役
取締役 (監査等委員)	寺田 有美子	アーカス総合法律事務所 パートナー NPO法人フィンランド式人材育成研究所 理事 (株)Osaka World Studio 代表取締役 (株)Stroly 監査役 (株)フジ医療器 取締役（監査等委員） セグエグループ(株) 取締役（監査等委員） (株)ロスゼロ 監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）市川祐子氏、倉貫義人氏及び寺田有美子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）市川祐子氏は、上場企業のIR責任者を務めるなど、高度なIRに関する専門知識に加え、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員が取締役会以外の重要会議にも出席し情報収集するとともに、監査等委員の職務を補助するため、法務担当や内部監査担当が監査等委員と情報共有・連携を密に取ることなど、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役（監査等委員）市川祐子氏及び寺田有美子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

市川祐子氏、倉貫義人氏及び寺田有美子氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、前記「(1) 取締役の氏名等」に記載の取締役6名と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。補償の要否及びその範囲等について、職務の適正性が損なわれないようにするための措置として取締役会が判断を行うこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員、当社の子会社の取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年10月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

i. 基本報酬の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

前年度までの利益状況等を勘案し、個人ごとの貢献に応じて、株主総会で決議した報酬総額の範囲内で、取締役の個人別の月額固定報酬金額を決定するものとします。

- ii. 業績連動報酬等がある場合、その業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針
業績連動報酬等は採用していないため、当該方針はありません。
- iii. 非金銭報酬等がある場合、その内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針
非金銭報酬等は採用していないため、当該方針はありません。
- iv. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の割合の決定に関する方針
業績連動報酬等及び非金銭報酬等を採用していないため、当該方針はありません。
- v. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
月額固定報酬は在任期間中毎月定期的に支払う。

② 取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、各取締役に期待される役割と責任を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長が基本方針に基づき報酬原案を作成し、指名・報酬委員会からの答申を尊重したうえで決定しています。最終的な個人別の報酬内容は、監査等委員会においても確認され、監査等委員会の同意を得た上で最終決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2020年10月30日開催の第14回定時株主総会において年額300百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は3名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年10月28日開催の第15回定時株主総会において年額25百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役社長青木耕平に対し、当期の各取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する報酬及び賞与額の決定を、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額の範囲内で決定することを一任しております。これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も把握しているためであります。代表取締役社長は、各取締役（監査等委員であるものを除く。）の職責、業務執行状況などを踏まえ決定いたします。

代表取締役社長による決定が適切に行われるようにするため、代表取締役社長が当該決定を行うにあたっては、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会に原案を諮問し、答申を得た上で当該答申を尊重して決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬の額は、監査等委員の協議により決定することとしております。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （社外取締役を除く。）	74,100	74,100	—	—	4
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）	—	—	—	—	—
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	—	—	—	—	—
社外取締役（監査等委員）	22,015	22,015	—	—	3

（注）上記には2023年10月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

（6）社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
市川 祐子	取締役 （監査等委員）	マーケットリバー(株) 代表取締役 (株)Stroly 取締役 ユアマイスター(株) 監査役 旭ダイヤモンド工業(株) 取締役 (株)ウィルグループ 取締役
倉貫 義人	取締役 （監査等委員）	(株)ソニックガーデン 代表取締役 (株)イシュラン 取締役
寺田 有美子	取締役 （監査等委員）	アーカス総合法律事務所 パートナー NPO法人フィンランド式人材育成研究所 理事 (株)Osaka World Studio 代表取締役 (株)Stroly 監査役 (株)フジ医療器 取締役（監査等委員） セグエグループ(株) 取締役（監査等委員） (株)ロスゼロ 監査役

（注）各取締役（監査等委員）の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- ② 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	取締役会等における発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 市川 祐子	14回／14回 (出席率 100%)	16回／16回 (出席率 100%)	IR分野に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、投資家などステークホルダーの視点から取締役会等においてガバナンス体制の適正性・妥当性を確保するための発言を行っており、多様な観点からのリスク評価や経営方針に関する監督、助言など社外取締役に期待される役割・職務を果たしております。
取締役 (監査等委員) 倉貫 義人	14回／14回 (出席率 100%)	16回／16回 (出席率 100%)	会社経営及び情報セキュリティを含むIT分野に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会等において成長戦略やIT戦略に関する発言を行っており、業務執行全般やITガバナンスに関する監督、助言など社外取締役に期待される役割・職務を果たしております。
取締役 (監査等委員) 寺田 有美子	14回／14回 (出席率 100%)	16回／16回 (出席率 100%)	弁護士としての豊富な実務経験、豊富な社外取締役や社外監査役等の経験を持ち、これらに基づく高い見識のもとに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づく取締役会決議があったものとみなす書面決議はありませんでした。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役は、ミッションなどの経営方針に則った価値観に基づく行動を率先垂範し、当社において法令、定款及び企業倫理を遵守する土壌を育みます。
- ② 「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合するように担保します。
- ③ リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを促すとともに、研修等を定期的実施することにより「コンプライアンス規程」等の周知徹底を行います。また、内部通報制度を確立し、不適切な行為の兆候もしくは不適切な行為を発見した場合に報告・相談できるルートを確保します。
- ④ 内部監査を通じて定期的に各部門の業務監査を行い、体制の整備・運用状況を確認し、当該内部監査の結果について取締役会および監査等委員会に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令、定款及び「文書保管管理規程」に基づき適切に保存及び管理します。
- ② 取締役は、前項の情報をいつでも閲覧請求することができます。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

(4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営上の重要事項について機動的に意思決定を行います。
- ② 取締役は、取締役会で決定した経営方針及び事業計画に基づき効率的な職務執行を行い、その進捗状況を適宜取締役会に報告します。
- ③ 「職務権限規程」等を定め、取締役の職務執行の効率化を図ります。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の業績及び経営状況に影響を及ぼす可能性のある重要事項については、子会社から該当事項について定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて当社取締役会の審議対象とします。
- ② 当社は、子会社を含む当社グループ全体の危機管理を統括的に管理します。子会社は、当社の「リスク管理規程」に準拠し、リスクの把握と評価を行うとともにリスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案と実行その他必要な事項を実施し、その旨を報告します。
- ③ 子会社においても当社に準じた「職務権限規程」等を整備し、それらの規程に基づいて業務を執行することにより、当社グループ全体の業務の合理化および意思決定の迅速化並びに財務報告の信頼性確保に努めます。
- ④ 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築するため、子会社に対しても法令・定款及び社内規程の遵守を徹底します。コンプライアンス関連の研修を実施することで法令等の周知をするとともに、当社の内部通報制度を子会社でも利用できるようにし、コンプライアンス違反が疑われる場合に報告・相談できる体制を確保します。
- ⑤ 当社の内部監査部門が子会社に対して定期的に直接業務監査を行い、体制の整備・運用状況を確認し、当該内部監査の結果について取締役会および監査等委員会に報告します。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべきスタッフを置くことを求めた場合、必要な人員を配置します。
- ② 原則として監査等委員が補助スタッフに対し直接指揮命令を行うものとします。当該スタッフの人事評価、人事異動、懲戒処分等については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当社グループの取締役及び従業員は、重大な損害を与える事項や重大な法令・定款違反行為又は不正行為を発見したときは、速やかに当社監査等委員会に報告します。
- ② 当社監査等委員会は、必要に応じて当社グループの業務執行に関する報告、説明又は関係資料の提出を当社グループの取締役及び従業員に求めることができます。
- ③ 当社は、前2項に従い監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないように必要な措置を講ずるものとします。

(8) 当社の監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

- ① 監査等委員の職務の執行上必要と認められる費用について、その前払等の請求があるときは、当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じます。
- ② 監査等委員が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなどの費用は、監査費用として認めます。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、取締役と定期的なミーティングを開催し、適切な意思疎通を行い、効果的な監査業務の遂行を図ります。
- ② 監査等委員会は、取締役会のほか重要と思われる会議に出席し、監査等委員会から依頼された取締役及び従業員は、事業活動における重要な決定や職務の執行状況について説明を行います。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室とコミュニケーションを図ることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備し、その運用体制を構築します。
- ② 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行います。
- ③ 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保します。
- ④ 財務報告に係る内部統制の評価担当者は、当社の財務報告に係る内部統制について適時に監査を行い、是正や改善の必要があるときには、被監査部署に是正・改善を求め、被監査部署は速やかにその対策を講じます。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 当社は、市民社会の秩序・安全ならびに企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対策規程」を定め、当社の役職員に周知徹底します。
- ② 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します。

(12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 原則として月に1回開催の取締役会及び監査等委員会、四半期に1回開催のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、取締役及び使用人の職務の執行状況、リスク管理状況を確認しております。
- ② 取締役（監査等委員）は、取締役会及び監査等委員会への出席のほか、定期的に取り締役、会計監査人、内部監査担当等と協議の場を設け、情報収集・情報交換を行っております。また、一部の監査等委員はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に出席して随時重要事項の報告を受けております。
- ③ 内部監査担当は、年間の監査計画に基づき、各部署において法令及び社内規程に従い業務が適切に行われるよう内部監査を実施し、当該内部監査の結果について取締役会及び監査等委員会に報告しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社ではTSR（株主総利回り）を重視した株主還元を行う方針とし、成長と株主還元のバランスを考慮したダイナミックな株主還元を行うことでTSRの安定を図ることを目指します。

B/Sマネジメントからの最適配当政策が適切であると認識しており、安定した経営に必要なキャッシュポジションの観点から還元可否の判断を行います。また、投資局面においては投資を優先する必要があるため、利益ではなく配当原資はFCF（フリーキャッシュフロー）を基準とし、当面はその50%を上限とします。これにより株主還元、成長投資、内部留保による財務基盤の強化のバランスの取れた配分が可能になると考えております。

具体的には、期末ネットキャッシュ（現金及び預金－借入金）とキャッシュポジションの目標水準（広告宣伝費を除く当期販売費及び一般管理費の2年分）を比較し、キャッシュポジションが目標水準を上回っている場合には、還元可能と判断します。その上で当期FCFの50%を原資に還元を行いますが、キャッシュポジションが目標を下回らない範囲で行うため、FCFの50%が上限となります。また、FCFを原資とするため、キャッシュポジションにより還元可能と判断されても当期FCFがマイナスの場合は、株主還元は行いません。

剰余金の配当を行う場合は、期末配当が基本方針であります。基準日については期末配当だけでなく中間配当についても定款に定めております。これらの剰余金の配当等の決定機関は取締役会であります。なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

この方針に基づき、当事業年度におきましては、2024年9月13日に1株当たり17円の期末配当を決議しております。

（注） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,890,432	流 動 負 債	766,602
現 金 及 び 預 金	4,195,709	買 掛 金	154,175
売 掛 金	209,096	1年内返済予定の長期借入金	49,434
商 品	423,270	未 払 法 人 税 等	227,571
仕 掛 品	1,209	そ の 他	335,421
原 材 料	1,555	固 定 負 債	103,343
そ の 他	59,592	長 期 借 入 金	103,343
固 定 資 産	706,356	負 債 合 計	869,945
有 形 固 定 資 産	251,227		
建 物 (純 額)	208,389		
機 械 及 び 装 置 (純 額)	5,155		
そ の 他 (純 額)	37,682	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	257,918	株 主 資 本	4,726,844
の れ ん	193,891	資 本 金	100,000
そ の 他	64,027	資 本 剰 余 金	1,175,730
投 資 そ の 他 の 資 産	197,210	利 益 剰 余 金	3,451,170
繰 延 税 金 資 産	131,697	自 己 株 式	△56
そ の 他	65,512	純 資 産 合 計	4,726,844
資 産 合 計	5,596,789	負債・純資産合計	5,596,789

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売 上 高		7,012,802
売 上 原 価		3,940,113
売 上 総 利 益		3,072,689
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,988,989
営 業 利 益		1,083,700
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	212	
配 信 料 収 入	12,128	
保 険 解 約 返 戻 金	52,489	
そ の 他	3,398	68,227
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,070	
そ の 他	94	1,165
経 常 利 益		1,150,762
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,150,762
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	374,513	
法 人 税 等 調 整 額	△9,508	365,004
当 期 純 利 益		785,757
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		785,757

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	432,841	842,889	2,997,078	△56	4,272,752	4,272,752
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△331,665		△331,665	△331,665
親会社株主に帰属する 当期純利益			785,757		785,757	785,757
資本金から資本剰余金への 振替	△332,841	332,841			—	—
連結会計年度中の変動額合計	△332,841	332,841	454,091	—	454,091	454,091
当期末残高	100,000	1,175,730	3,451,170	△56	4,726,844	4,726,844

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数及び連結子会社の名称
連結子会社の数 1 社
連結子会社の名称 株式会社foufou
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結の範囲の変更に関する事項
2023年8月1日付けで株式会社foufouの全株式を取得し子会社化したため、当連結会計年度より同社を連結の範囲に含めております。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
5. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準及び評価方法

商	品	……………	総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）	
仕	掛	品	……………	個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
原	材	料	……………	個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
有 形 固 定 資 産……………定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	8～15年
機	械及び装置	4～12年

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主な事業

自社サイトを通じた顧客への商品の販売によって、主な収益を得ております。収益は、商品売上高と顧客から受け取る送料及び決済手数料等からなっておりますが、商品売上高がその大半を占めております。

主な履行義務の内容

商品の販売は、顧客へ引き渡した時点で所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が支配を獲得することにより履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

収益を認識する通常の時点

当社グループでは、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、商品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、決済代行業者を通じて別途定める支払条件により概ね1ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年間で均等償却しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 193,891千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前キャッシュ・フローを将来の事業計画等に基づき算定し、帳簿価額と比較して減損の要否を判定することとしております。減損損失の認識が必要と判定された場合には、当該のれんについては、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識いたします。なお、当連結会計年度においては、減損の兆候を識別しておりません。

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるため、将来の見積りキャッシュ・フローが悪化することが見込まれることとなった場合には、減損損失の認識が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 131,697千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産を算出しております。また、繰延税金資産は、将来の事業計画等に基づいた課税所得を合理的に見積り、回収可能性を検討し、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

将来の事業計画等に基づく課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるため、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 52,424千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 7,370,400株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年9月14日 取締役会	普通株式	331,665千円	45円	2023年 7月31日	2023年 10月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年9月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	125,296千円	17円	2024年 7月31日	2024年 10月30日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は運転資金に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、コーポレートプラットフォーム部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の連結貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づきコーポレートプラットフォーム部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結貸借対照表日現在における営業債権のうち90.0%が特定の大口決済代行業者に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金	152,777	152,729	△47
負債計	152,777	152,729	△47

※ 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※ 2. 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(注 1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,195,709	—	—	—
売掛金	209,096	—	—	—
合計	4,404,806	—	—	—

(注 2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	49,434	39,996	36,663	26,684	—	—
合計	49,434	39,996	36,663	26,684	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	152,729	—	152,729
負債計	—	152,729	—	152,729

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
北欧、暮らしの道具店	6,677,448
foufou	335,354
顧客との契約から生じる収益	7,012,802

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

5. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	—	209,096
契約負債	—	18,183

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、期首残高は記載しておりません。

契約負債は、顧客からの前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	641円33銭
1 株当たり当期純利益	106円61銭

企業結合に関する注記

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社foufou

事業の内容：アパレルD2Cブランド「foufou」事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、「北欧、暮らしの道具店」を通じてライフカルチャープラットフォーム事業を展開して、ビジネスラインとしてD2Cドメインとブランドソリューションドメインを有しております。SNSなどのエンゲージメントチャネルを通じて直接ユーザーと結びつき、コンテンツを通して接点を持ち、関係性を深めていくことによってできる顧客基盤やブランドイメージなどの土台の上でビジネスを展開するというモデルは、他のD2Cブランドとも共通点があり、当社のノウハウを活用することの可能性について検討をしております。

株式会社ステイト・オブ・マインドが運営するfoufou事業は、デザイナーのマール・コウサカ氏が立ち上げたD2Cのアパレルブランドであり、「健康的な消費のために」というコンセプトのもとマール・コウサカ氏がデザインした洋服やアパレル雑貨を販売するプロダクトブランドとして地位を確立してきています。また、「foufou」の世界観を表現するコンテンツを各種SNSで発信し、ユーザーのエンゲージメントを最大化し、購入・リピート化というモデルは規模は違うものの当社のライフカルチャープラットフォームと共通する点があります。強いプロダクトブランドである「foufou」と当社の培ってきたマーケティングや効率的な事業運営などに関するノウハウの活用により、より多くの方に「foufou」の魅力を届けることができるようになり、より多くの方の「フィットする暮らし」づくりに貢献できる可能性が広がると考えております。

本件取得によってグループ経営が始まりますが、子会社における財務規律の観点から子会社を設立することにしました。独立した会社としてfoufou事業を運営する責任を負いながら、自立かつ機動的な意思決定ができる体制により企業価値向上を目指すとともに、健全なグループ経営管理にも繋がると考えております。

(3) 企業結合日

2023年8月1日（株式取得日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社foufou

(6) 取得する議決権比率
100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
設立する当社子会社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2023年8月1日から2024年7月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価 現金 300,000千円
取得原価 300,000千円

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額
アドバイザリー費用等 4,840千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額
215,435千円

(2) 発生原因
主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間
10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受ける負債の額並びに主な内訳
流動資産 45,571 千円
固定資産 119,455
資産合計 165,027
流動負債 80,462
負債合計 80,462

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,850,820	流 動 負 債	722,515
現 金 及 び 預 金	4,174,296	買 掛 金	145,072
売 掛 金	202,731	1 年内返済予定の長期借入金	49,434
商 品	362,832	未 払 金	207,137
仕 掛 品	1,209	未 払 費 用	27,162
前 渡 金	4,561	預 り 金	33,127
前 払 費 用	49,869	未 払 法 人 税 等	227,501
そ の 他	55,320	未 払 消 費 税 等	31,826
固 定 資 産	703,377	そ の 他	1,254
有 形 固 定 資 産	244,792	固 定 負 債	103,343
建 物 (純 額)	202,412	長 期 借 入 金	103,343
機 械 及 び 装 置 (純 額)	4,763	負 債 合 計	825,858
工 具、器 具 及 び 備 品 (純 額)	37,616	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	62,247	株 主 資 本	4,728,340
ソ フ ト ウ エ ア	55,889	資 本 金	100,000
商 標 権	6,357	資 本 剰 余 金	1,175,730
投 資 そ の 他 の 資 産	396,337	資 本 準 備 金	561,541
関 係 会 社 株 式	8,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	614,189
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	290,000	利 益 剰 余 金	3,452,666
敷 金	58,936	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,452,666
長 期 前 払 費 用	791	繰 越 利 益 剰 余 金	3,452,666
繰 延 税 金 資 産	32,960	自 己 株 式	△56
そ の 他	5,650	純 資 産 合 計	4,728,340
資 産 合 計	5,554,198	負債・純資産合計	5,554,198

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年 8 月 1 日から
2024年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売 上 高		6,677,448
売 上 原 価		3,763,437
売 上 総 利 益		2,914,011
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,848,049
営 業 利 益		1,065,962
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,819	
配 信 料 収 入	12,128	
保 険 解 約 返 戻 金	52,489	
そ の 他	3,239	69,676
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,070	
そ の 他	94	1,165
経 常 利 益		1,134,473
税 引 前 当 期 純 利 益		1,134,473
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税		374,217
法 人 税 等 調 整 額		△22,158
当 期 純 利 益		782,413

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年 8 月 1 日から
2024年 7 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	432,841	561,541	281,348	842,889
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
資本金からその他資本剰余金 への振替	△332,841		332,841	332,841
事業年度中の変動額合計	△332,841	—	332,841	332,841
当期末残高	100,000	561,541	614,189	1,175,730

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	3,001,918	3,001,918	△56	4,277,592	4,277,592
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△331,665	△331,665		△331,665	△331,665
当期純利益	782,413	782,413		782,413	782,413
資本金からその他資本剰余金 への振替				—	—
事業年度中の変動額合計	450,748	450,748	—	450,748	450,748
当期末残高	3,452,666	3,452,666	△56	4,728,340	4,728,340

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関 係 会 社 株 式……………移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価切下げの方法）

仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づき簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 ……定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8～15年

機械及び装置 12年

工具、器具及び備品 2～10年

無形固定資産 ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 3～5年（社内における利用可能期間）

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業に係る顧客との契約から生じる収益について、主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主な事業

自社サイトを通じた顧客への商品の販売によって、主な収益を得ております。収益は、商品売上高と顧客から受け取る送料及び決済手数料等からなっておりますが、商品売上高がその大半を占めております。

主な履行義務の内容

商品の販売は、顧客へ引き渡した時点で所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が支配を獲得することにより履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

収益を認識する通常の時点

当社では、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、商品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、決済代行業者を通じて別途定める支払条件により概ね1ヶ月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 32,960千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産を算出しております。また、繰延税金資産は、将来の事業計画等に基づいた課税所得を合理的に見積り、回収可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

将来の事業計画等に基づく課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるため、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額
有形固定資産の減価償却累計額 51,426千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）
短期金銭債権 50,322千円
短期金銭債務 610 //

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額
営業取引による取引高（販売費及び一般管理費） 6,465千円
営業取引以外の取引による取引高（営業外収益） 1,607 //

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 46株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産

減価償却超過額	2,149千円
一括償却資産償却超過額	1,288 //
長期前払費用	2,166 //
資産除去債務	1,982 //
未払事業税	27,141 //
その他	140 //
繰延税金資産合計	<u>34,868千円</u>

繰延税金負債

保険積立金	<u>1,908 //</u>
繰延税金負債合計	<u>1,908 //</u>
繰延税金資産純額	<u>32,960千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	34.1%
(調整)	
住民税均等割	0.2%
賃上げ・投資促進税制	△3.1%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.0%</u>

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 foufou	(所有) 直接 100%	資金の貸付 経営の管理等	資金の貸付 (注)	370,000	流動資産 その他	50,000
						関係会社 長期貸付金	290,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針
資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	641円54銭
1 株当たり当期純利益	106円16銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年9月24日

株式会社クラシコム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 安 正
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 馬 渕 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クラシコムの2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラシコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年9月24日

株式会社クラシコム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 安 正
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 馬 渕 直 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラシコムの2023年8月1日から2024年7月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月25日

株式会社クラシコム 監査等委員会

監査等委員 市川 祐子 ㊞

監査等委員 倉貫 義人 ㊞

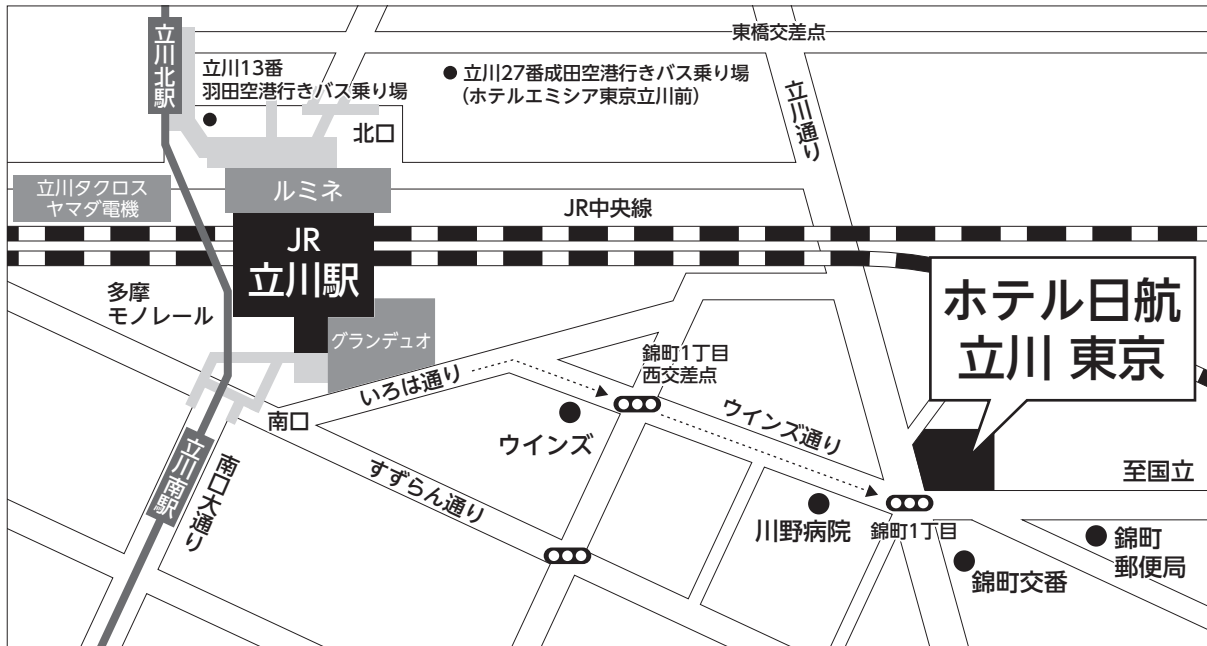
監査等委員 寺田 有美子 ㊞

(注) 監査等委員市川祐子、倉貫義人及び寺田有美子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都立川市錦町1丁目12-1
ホテル日航立川 東京 4階 大宴会場マグノリア
※ 昨年と階及び会場が異なりますのでご注意ください。



(交通のご案内)

JR 立川駅南口から徒歩7分

多摩モノレール 立川南駅から徒歩8分

◎ 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。